

きゅうゆうせいほごほう

旧優生保護法による

ゆうせいしゅじゅつ

優生手術などを受けた方へ

いちじきん

一時金を受けとることができます。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母胎保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らか手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）です。

請求期限

令和11年（2029年）4月23日

お問い合わせ先

旧優生保護法に関する相談支援センター

☎0120-031-711（フリーダイヤル）

受付時間 8:45～17:30（土日祝日、年末年始はお休みです。）

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども政策企画課内

FAX：011-232-4240 メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

○請求書等の様式は、北海道や子ども家庭庁ホームページにも掲載されています。

道ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.html>

子ども家庭庁ホームページ：<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin>

○相談支援センターにお越しになる場合は、予め、ご連絡願います。



▲道

▲子ども家庭庁

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くお詫びする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方は、一時金を受け取ることができます。

請求手続について

- 北海道の旧優生保護法に関する相談支援センターに提出してください。
- 請求書および添付書類の様式は、相談支援センターや道立保健所でお渡するほか、郵送もいたします。また、道ホームページもしくはこども家庭庁の特設ページにも掲載しています。
- 認定は、こども家庭庁が行うため、審査に時間がかかる場合があります。

請求書

請求書は、様式に沿って医療機関の名前、住所、手術を受けた時期、手術を受けたいきさつなどを記載してください。

添付資料

<p><u>住民票の写し</u></p>	<p>請求者の氏名、住所または居所が証明できる書類。 ※健康保険証などでも構いません。</p>
<p><u>医師の診断書</u> および <u>診断のための</u> <u>費用の領収書</u></p>	<p>優生手術などを受けた時の手術痕が、現在、残っているかどうかについての書類。 ※最寄りの医療機関で診断を受けて作成を依頼してください。 優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、審査の重要な資料になります。 ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合は、添付しなくても構いません。</p>
<p><u>その他事実を</u> <u>証明する資料</u></p>	<p>障がい者手帳、関係者の証言、都道府県から入手した優生手術等の実施に関する書類など。</p>
<p><u>振り込み先金融機関</u> <u>情報の写し</u></p>	<p>金融機関の名称および口座番号が分かる通帳やキャッシュカードなどの写し。</p>